

四国中央市マスコットキャラクター着ぐるみ使用に関する要綱

平成 26 年 1 月 30 日

告示第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、四国中央市マスコットキャラクター「しこちゅ～」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)を使用する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(使用承認申請)

第 2 条 着ぐるみを使用しようとする者は、あらかじめ、着ぐるみ使用承認申請書(様式第 1 号)に市長が必要と認める書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、着ぐるみを使用しようとする日の 3 月前から前日までに行わなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(使用の承認)

第 3 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、着ぐるみの使用が別表に規定する基準に該当すると認めるときは、必要な条件を付して着ぐるみの使用を承認するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、着ぐるみの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、着ぐるみの使用を承認しないものとする。

(1) 法令に反し、又は反するおそれのあるとき。

(2) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

(3) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれのあるとき。

(4) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

(5) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。

3 市長は、前 2 項の規定により、着ぐるみの使用の承認(以下「使用承認」という。)をするときは着ぐるみ使用承認通知書(様式第 2 号)により、使用承認をしないときは着ぐるみ使用不承認通知書(様式第 3 号)により通知するものとする。

4 広告媒体に着ぐるみの写真等を使用するときは、合わせて承認を受けるものとする。

(受取り等)

第 4 条 前条第 3 項の規定による使用承認の通知を受けた者(以下「使用者」という。)は、原則として着ぐるみを着ぐるみ保管場所で受け取り、指定された日時に着ぐるみ保管場所で点検を受けて速やかに返却するものとする。この場合において、着ぐるみ使用報告書(様式第 4 号)を提出しなければならない。

(使用料金)

第 5 条 着ぐるみの使用に係る料金は、これを無償とする。

(使用上の遵守事項)

第 6 条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用承認を受けた用途にのみ使用すること。

(2) 使用承認を受けた期間にのみ使用すること。

- (3) 第3条第1項の条件に従い使用すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(使用承認の取消し)

第7条 市長は、使用者が前条各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により使用承認を取り消した場合においては、当該使用者に対し、当該取消日以後における当該使用者に係る着ぐるみの使用承認をしないものとする。

3 市長は、第1項の規定により使用承認を取り消したことにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(原状回復等)

第8条 使用者は、使用者の責めに帰すべき理由により着ぐるみを汚損した場合は、直ちに市長に報告し、その指示に従い、原状に回復させ、又は実費弁償しなければならない。

(損害賠償)

第9条 市長は、着ぐるみの使用により使用者又は第三者に生じた損害について、その責任を負わない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、着ぐるみの使用について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表(第3条関係)

着ぐるみ使用承認基準

| |
|---|
| <p>1 本市の一体感の醸成に寄与すると認められる場合で、次の各号のいずれかに該当するとき。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 学校が教育目的で使用するとき。(2) 社会福祉施設が福祉目的で使用するとき。(3) 公益法人、特定非営利活動法人等の法人が公益目的で使用するとき。(4) 農協、漁協、商工会議所、商店振興組合等が産業振興等の目的で使用するとき。(5) 本市が出資する会社等がその設立目的に応じた活動のために使用するとき。(6) P T A等の団体が公益的な活動のために使用するとき。(7) 前各号に掲げるもののほか、本市の一体感の醸成に特に寄与するものと認められるとき。 |
| <p>2 本市のP Rに寄与すると認められる場合で、次の各号のいずれかに該当するとき。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 地方公共団体等が実施する事業又はこれに準ずる事業における使用で、本市のP R効果が見込まれるとき。(2) テレビ番組等における使用で、本市のP R効果が見込まれるとき。(3) 前2号に掲げるもののほか、本市のP Rに特に寄与するものと認められるとき。 |

3 本市の産品の普及推進に寄与すると認められる場合で、次の各号のいずれかに該当するとき。

(1) 地方公共団体等の後援を受けて開催される展示会等で、本市の産品の普及推進のために使用するとき。

(2) テレビ番組等において、本市の産品の普及推進のために使用するとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、本市の産品の普及推進に特に寄与するものと認められるとき。